

京都府立大学動物実験委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第31号)

(設置)

第1条 京都府立大学における動物実験を適正に実施するため、京都府立大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 動物実験に関する指針を定め、適正な運用を図る。
- (2) 実験従事者に対する教育訓練、登録許可及び登録許可の取り消しを行う。
- (3) 本学における実験動物の飼育状況(動物の種類、飼育数、飼育環境等)の把握に努める。
- (4) 動物実験に関する関係教員・学生に対する適切な指導、助言を行う。
- (5) 動物実験計画が指針等に適合するか否かの審査を行い、その結果を実験責任者に通知する。不適合の実験計画については実験責任者に、その実験の改善または中止の勧告を行う。
- (6) 研究成果の公表等のために、その動物実験が指針に合致しているかどうかの審査を求められた場合に審査を行い、指針に合致している場合は必要に応じて証明書を発行する。
- (7) その他、動物実験に関する重要事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、生命環境科学研究科長が指名する次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者、または実験動物に関して優れた識見を有する者(専門適任)4名
 - (2) その他学識を有する者(非専門適任)2名
- 2 前項に定める委員のほか、委員長が生命環境科学研究科長の下承を得て、必要と認めたる者を委員に加えることができる。
- 3 第1項及び第2項に掲げる委員は、生命環境科学研究科長の内申に基づき、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項各号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条に掲げる委員の中から生命環境科学研究科長が指名する。

2 委員長は、会議を招集し、会議を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちあらかじめ指名された者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がないときは、開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決する。

(部会)

第7条 この委員会に次の部会を置き、部会長及び委員は、委員の中から委員会の審議を経て委員長が指名する。

(1) 動物実験室運営部会

(2) 動物実験教育部会

(自己点検・評価)

第8条 委員会は、文部科学省策定「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月)」への適合性に関し、適宜、自己点検・評価を行う。

(情報公開)

第9条 委員会は、本学における動物実験等に関する情報(動物実験に関する規程、動物実験の飼育保管状況、自己点検・評価、検証の結果等)について、毎年1回程度公表する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学務課教務担当において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。